

佐賀県告示第 148 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 26 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 3 年 5 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 解除に係る保安林の所在場所

東松浦郡玄海町大字田代字日焼田 2086 番（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県農林水産部森林整備課及び玄海町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）